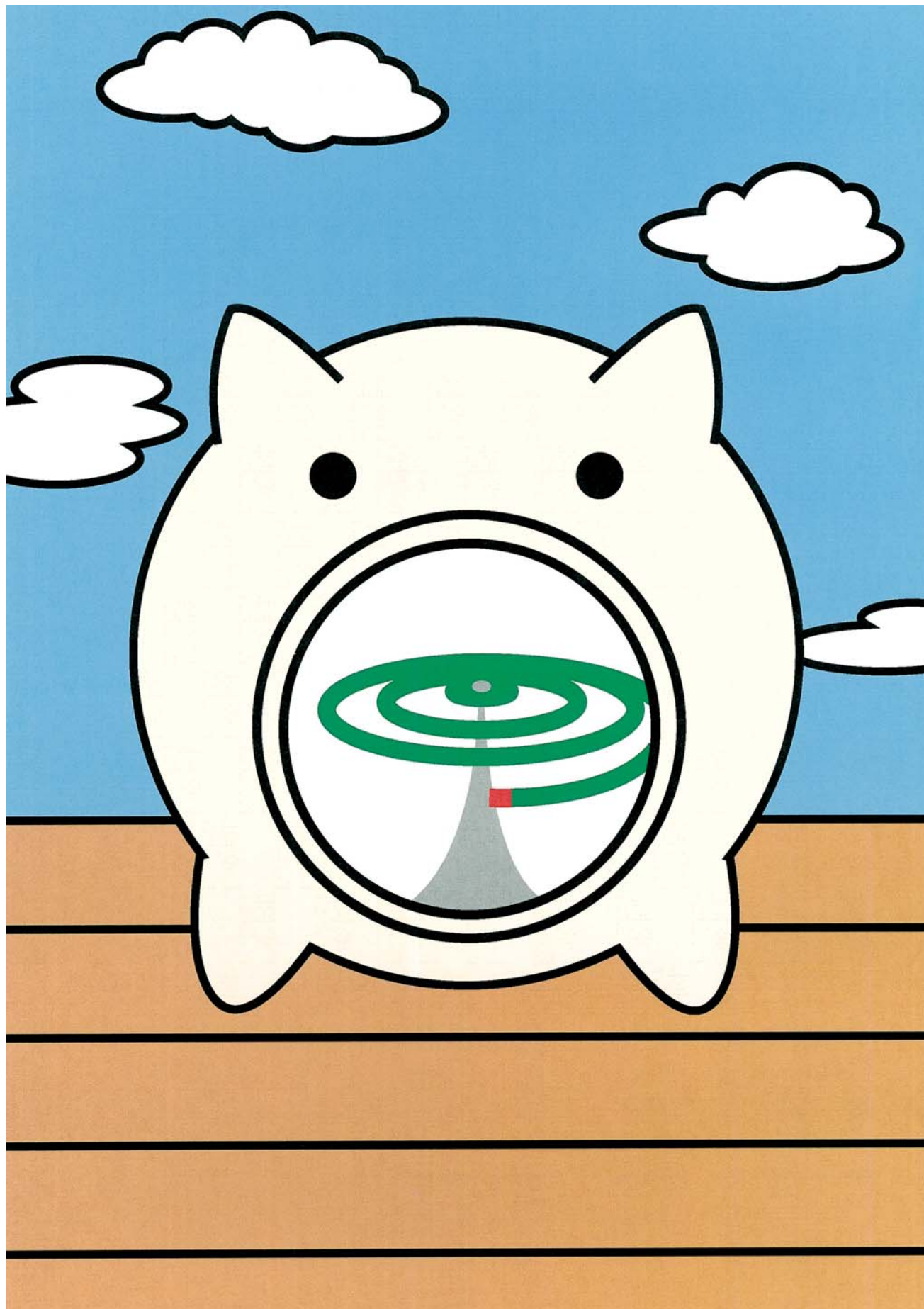




目 次

第5回通常総会	3
議案審議	4
平成30年度第2回理事会・講演会・交流会	4
平成30年度事業計画・収支予算	5
平成30年度役員一覧	6
平成30年度第1回理事会	7
厚生・組織合同支部長懇談会	7
大同生命保険(株) 南九州地区営業本部・熊本支社	
本部長兼熊本支社長 廣中 淳司氏の着任あいさつ	8
熊本県だより	9
税務署だより	
文書回答続ほか	10
熊本西・熊本東税務署人事異動	13
特集	
平成30年度税制改正「事業承継税制はどう変わったのか？」	14
青年部会だより	16
女性部会だより	17
支部だより・事務局だより	
支部活動報告	18
新入社員合同入社式・くまもと・わくわく基金に寄付ほか	
.....	18



●表紙の作者紹介●

本 梅 成 羅

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕

蚊取りブタをイメージしてデザインしました。また、線を太くすることでポップな感じに仕上げました。

発行所

〒860-0802 熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル2階
公益社団法人 熊本法人会
会 長 竹下 英
広報委員長 安武洋一郎
TEL (096) 353-2555
FAX (096) 353-2556
ホームページアドレス
<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/>

第5回 通常総会 開催

開催日：平成30年6月6日（水） 場所：ホテル日航熊本

【総会】

公益社団法人熊本法人会の第5回通常総会をホテル日航熊本で開催しました。通常総会には、亀井熊本東税務署長、園田熊本西税務署副署長、手嶋熊本県県央広域本部税務部長、門田熊本市財政局税務部税制課副課長、税務関係友誼団体の役員の方々、福利厚生事業に携わる受託会社の幹部の方々などのご来賓をはじめ、会員企業から356名の出席がありました。



門垣会長



来賓の皆さま



業務執行役員

- 門垣会長は、来賓の方々のご出席に謝意を述べ、次のとおり挨拶されました。

平成29年度、熊本法人会の舵取りを任された私としましては、「税のオピニオンリーダー」という法人会の立ち位置に臨み、どのような経済環境の変化にも順応し、「常に明るく、楽しく前向きに」を第一に、納税道義の向上に繋がる税知識の普及活動や社会貢献活動に取り組んできました。また、本会のコア事業が、会員という枠組みを超え企業の発展を支援し地域の振興に寄与することによって、国と社会の繁栄に貢献できるよう努めてきました。本会の事業並びに運営が、滞りなく円滑に展開できましたことは、会員や役員の皆さまの支えと、税務行政や税務関係協力団体、受託会社の皆さまのご協力とご支援の賜物です。

熊本地震から2年2ヶ月が経過し、復旧・復興は道半ばではありますが、南阿蘇村の「長陽大橋ルート」の開通や熊本城天守閣の復旧整備事業等、創造的復興に向けて一步一步着実に進んでいる県内の変化も見受けられます。ただ、中小企業の業種によっては、震災特需で売上が拡大している企業がある一方で、人材確保や設備投資の遅れから事業が軌道に乗れず売上が鈍い企業もあって、企業業績の二極化が窺えます。また、全国的に言えることですが、経営者の高齢化や後継者不在の問題解決の糸口が見つからず、復興の足かせとなっているのも否めません。

本会の使命は、税のオピニオンリーダーとして、会員や管内の皆さまが経営する全ての業種に渡って企業収益が向上するよう税務・経営・労務情報等に関する知的サポートを継続することです。

本会は、新しい税情報の発信をはじめ、法人税セミナーの開催や税制改正の提言活動に取り組んでいます。また、社会貢献に関しては、不特定多数の多くの皆さまに、熊本を支え合うための元気の素となる風を起こすことだと考えています。

そのためにも、本会が先頭に立って、税務行政や友誼団体等の皆さま方と連携を取りながら、熊本の復旧・復興のために努めたいと考えます。

《 議案審議……提案議題は原案どおり承認 》

総会では、門垣会長のあいさつに続き議案審議に入り、①平成29年度事業報告 ②平成29年度収支計算報告 ③役員一部改選の議案が提案され、審議の結果いずれも満場一致で原案どおり承認されました。④平成30年度事業計画 ⑤平成30年度収支予算については、理事会承認事項として報告されました。

また、総会終了後、代表理事並びに業務執行理事選任のため理事会を開催しました。

● 理事会で代表理事が選任され、竹下新会長が、次のとおり就任挨拶をされました。

平成30年度第2回理事会におきまして、代表理事にご推薦いただき、承認をいただきました竹下と申します。前任の門垣様には、これまで熊本法人会会長として多大なるご貢献をいただき頭が下がる思いです。門垣前会長の築かれた路線を、誠実に踏襲し、“我々の仲間づくり”「会員の増強」については、特に注力して参りたいと思います。

本会の目的は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること」にあります。この目的を実現するために、会員企業の皆さまをはじめ、税務行政、税務友誼団体、受託会社の皆さまのご支援・ご協力をいただきながら、法人会の基幹事業に、積極的に取り組んでいきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。



竹下会長の就任挨拶



平成30年度新任役員

【 講 演 会 】

演 題 「熊本県経済の発展に向けた課題と対策」

講 師 日本銀行 熊本支店長 倉本 勝也 氏

講演内容

▽先行きの見通し

- ・ 企業経営の外部環境は良好（海外経済の着実な成長、復興需要の持続）であること
- ・ 賃金水準も緩やかに上昇すること

▽持続的発展の要件

- ・ （期待成長を高める）事業再構築や抜本的な業務改革
- ・ （中小零細企業の）後継者確保（事業承継、統合など）
- ・ （県外在住者の活用による）ブランド価値の引上げ



日本銀行 熊本支店
倉本支店長

【 交 流 会 】

交流会は、ヴァイオリニストの船津真美子さんとフルーティストの鶴池彰子さん2人が奏でるクラシックの旋律で幕が開き、和やかな雰囲気の中で、会員企業と来賓の方々との親睦が深められました。



熊本西税務署
園田副署長の挨拶



住永副会長の挨拶



大同生命保険
廣中本部長の挨拶



ヴァイオリンと
フルートの演奏

平成30年度事業計画

自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日

◆事業活動の基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動・情報提供を通じて納税道義の高揚と税知識の普及啓蒙を図り、企業の健全な発展と企業価値の向上を支援する。併せて、社会貢献活動に取組み、地域振興への寄与と未来を担う人材の育成を支援する。

また、中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について、調査研究を纏めて提言活動を行い、企業の事業継続の支援や地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

事業の公益性と社会貢献度を更に高め、公益法人としての社会的使命を果たすことによって、法人会の存在意義を確立することに努める。

新設合併して5年目となる本会は、全国440単位会の「目標にされる法人会スタイル」となるよう、各専門委員会や支部並びに部会の事業活動を通じて、会員及び不特定多数の多くの一般の方に、その使命が広く浸透するよう価値ある知識と情報を迅速に提供する。

I 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業【公1】

1. 税知識の普及を目的とする事業
(1)新設法人説明会の開催 (2)税務研修会の開催
2. 納税道義の高揚を目的とする事業
(1)納税表彰者の推薦 (2)税に関する作品の表彰 (3)税金クイズ大会の実施 (4)租税教室 (5)税に関する絵はがきコンクールの実施
(6)税務相談所の開設 (7)ホームページ及び広報誌による税情報の発信
3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
(1)税制改正の提言及び提言書を関係機関へ提出 (2)全国青年の集いへの参加 (3)全国女性フォーラムへの参加

II 地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業【公2】

1. 地域企業の健全な発展に資する事業
(1)実務セミナーの開催 (2)新入社員合同入社式並びに研修会の開催 (3)支部や部会での研修会の開催 (4)簿記講座の受講支援
2. 地域社会への貢献を目的とする事業
(1)各種ボランティア活動 (2)環境保全及び地域支援活動 (3)地域の祭り・イベントの支援 (4)文化・芸術・自然を育む活動
(5)スポーツを通じた活動 (6)小・中学校へ書籍や交通安全グッズ等の寄贈 (7)講演会の開催

III その他の事業(相互扶助等事業)

1. 会員の交流及び会員支援のための事業【他1】

- (1)通常総会終了後の交流会 (2)新年賀詞交歓会 (3)チャリティゴルフ大会 (4)交流親睦会 (5)スポーツ大会
(6)経営者大型保障制度の普及推進 (7)ビジネスガードの普及推進 (8)がん保険制度の普及推進 (9)貸倒保障制度(取引信用保険)の普及推進
(10)まごころ共済(自動車事故費用共済)の普及推進 (11)会員特典の普及推進

IV 各委員会関係

1. 総務委員会関係 2. 組織委員会関係 3. 事業研修委員会関係 4. 税制委員会関係 5. 広報委員会関係 6. 厚生委員会関係

平成30年度収支予算

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	4,000	4,000	0
基本財産受取利息	4,000	4,000	0
受取会費	37,218,204	36,113,400	1,104,804
正会員受取会費	37,122,204	36,013,800	1,108,404
賛助会員受取会費	96,000	99,600	-3,600
事業収益	310,000	310,000	0
研修事業収益	250,000	250,000	0
広報事業収益	60,000	60,000	0
受取補助金等	26,397,300	25,248,800	1,148,500
受取県連補助金	150,000	150,000	0
受取全法連補助金	26,247,300	25,098,800	1,148,500
受取負担金	2,754,000	2,712,000	42,000
青年部会受取負担金	1,872,000	1,836,000	36,000
女性部会受取負担金	882,000	876,000	6,000
雑収益	142,000	142,000	0
受取利息	2,000	2,000	0
雑収益	140,000	140,000	0
経常収益計	66,825,504	64,530,200	2,295,304
(2)経常費用			
事業費	54,746,925	51,965,971	2,780,954
管理費	12,025,756	12,476,497	-450,741
経常費用計	66,772,681	64,442,468	2,330,213
評価損等調整前当期経常増減額	52,823	87,732	-34,909
評価損益計	0	0	0
当期経常増減額	52,823	87,732	-34,909
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	52,823	87,732	-34,909
法人税、住民税及び事業税	61,398	81,000	-19,602
当期一般正味財産増減額	-8,575	6,732	-15,307
一般正味財産期首残高	48,000,000	60,556,988	-12,556,988
一般正味財産期末残高	47,991,425	60,563,720	-12,572,295
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	26,247,300	25,098,800	1,148,500
受取全法連助成金	26,247,300	25,098,800	1,148,500
一般正味財産への振替額	-26,247,300	-25,098,800	-1,148,500
一般正味財産への振替額	-26,247,300	-25,098,800	-1,148,500
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	47,991,425	60,563,720	-12,572,295

平成30年度熊本法人会の役員一覧

【本部】

(敬称略)

役職名	氏 名	会社名
会 長	竹下 英	(株)熊本銀行
副 会 長	大堂友一郎	(株)小竹組
	松本 繁	松本実業(株)
	住永 金司	熊本交通運輸(株)
	出田 信行	大熊本証券(株)
	豊住 賢一	熊本第一信用金庫
	木下 顕	(株)静岡塗装組
	安武洋一郎	(株)アクセス
	梅元 昭宏	(株)梅元経営経理事務所
	大堂 正人	(株)小竹組
	島村美千代	(株)林田製材
専務理事	田中 賢史	(公社)熊本法人会
常任理事	竹本 勝代	(有)竹本総合建設
	濱崎 勝	日本マリーナ開発(有)
	木村 弘訓	(株)体育堂
	森 潔	小林薬品販売(株)
	川田 昇	(株)相互電工
	上田 博仁	(有)博栄堂印房
	渡部 展行	(有)渡部晴光堂
	稲葉多恵子	(株)熊本駅構内タクシー
	原野 利一	(株)はらの
	堤 隆一郎	堤化学(株)
	原田 裕士	(株)三島紙行
	大住 裕司	(株)光助
監 事	門垣 逸夫	熊本朝日放送(株)
	内田 敏視	内田税理士事務所
	大塚 二郎	(有)ウィズダム
相 談 役	西銘 生治	三輝物産(株)
理 事	中川 寛之	(有)中川冷熱企業
	中山 貴之	(有)ウイングナカヤマ
	平井 清隆	(株)ヒライ・コンサルタント
	末永 芳夫	(有)ツカ工住設
	中川 有朋	熊本市農協青色申告会法人部会
	中島 憲行	(有)中島石油
	志水 一博	(株)志水工務店
	淵田美恵子	(株)ツカサ創研
	平野 俊晴	(株)ジェーンズ商会
	阪本 憲市	(有)肥後そう川
	川口 雄三	(株)トムス

役職名	氏 名	会社名
理 事	吉本 典子	佐藤白蟻工業(株)
	岩元 正樹	南九州税理士会 熊本西支部
	青木 祐心	(有)レモンフーズ
	杉本 信一	(株)杉本工務店
	猪本 恭三	熊本県海産物仲卸(協)
	東 秀優	(有)エクセルバランス
	西村 辰則	(株)辰グループ
	松本 寿雄	(有)ラッキータクシー
	鬼塚 龍彦	(有)サン技研
	河島 一夫	(有)舒文堂
	山角 智秀	(株)中九州アイ・エス
	吉弘 桂子	吉弘鋼材(株)
	谷崎 淳一	熊本商工会議所
	丸山 稔	(有)丸山商店
	島崎 克也	(有)阿蘇エンタープライズ
	田上 洋一	田上自動車(株)
	田邊 由子	(有)花もめん
	山内 浩	熊本流通団地(協)
	深水 進	(株)深水建設
	新道 欣也	(株)お風呂のシンドー
	八木 衛	(株)八木運送
	立山 由生	(株)ワイエンタープライズ
	馬場口一利	(有)正文堂
	赤池賢太郎	旭タクシー(株)
	緒方 俊彦	(有)緒方米穀
	左座 真治	(株)大和電業
	笹原 健嗣	(株)建吉組
	田淵 浩	(株)鶴屋百貨店
	坂口 滋一	(株)アテック熊本
	吉村 浩之	(株)ミユキコーポレーション
	中尾 浩	(有)中尾石油
	本田 勝蔵	淡路機材(株)
	樺木 寛丈	(株)ライフアース
	甲斐 俊寿	甲斐土木工業(株)
	鹿子木裕二	(有)富尾会 桜が丘病院
	岩永 一宏	(株)岩永組
	波佐間英樹	(株)愛光社
	松尾 修一	飯塚電機工業(株)

【青年部会】

(敬称略)

役職名	氏 名	会社名
部 会 長	大堂 正人	(株)小竹組
副部会長	佐藤 敬	(有)佐藤保温
	新田 哲也	SMT コンサルティング(株)
	鷺山 肇	(有)はちす福祉会

【女性部会】

(敬称略)

役職名	氏 名	会社名
部 会 長	島村美千代	(株)林田製材
副部会長	田邊 由子	(有)花もめん
	中島 恵美	(有)中島石油

平成30年度 第1回理事会開催

開催日：平成30年4月24日（火） 場所：ANA クラウンプラザホテル
時 間：10時00分～11時30分 熊本ニュースカイ

平成30年度第1回理事会を、4月24日（火）にANA クラウンプラザホテル熊本ニュースカイで開催しました。税務当局や受託会社の幹部職員のご来賓のほか、会員企業から56名の役員出席がありました。

今回、議案の柱は平成29年度事業報告並びに収支計算報告の承認の件、役員一部改選承認の件のほか、計4議案が審議され、全ての議事が承認されました。

また、報告事項として、受託会社3社（大同生命、AIG、アフラック）から、福利厚生制度2年2万純増運動の平成29年度の進捗報告のほか、会員増強運動の「Re スタート170運動」の結果報告と「役員1人1企業以上獲得運動」の協力依頼の説明がありました。



平成30年度第1回理事会



熊本東税務署
松浦副署長の挨拶



理事会の様子

厚生・組織合同支部長懇談会

開催日：平成30年6月26日（火） 場所：ザ・ニューホテル熊本
時 間：15時30分～17時50分

福利厚生事業に携わる受託会社から、平成29～30年度に取り組む「福利厚生制度2年2社純増運動～ふやそう2万社GOGO（55,000社）キャンペーン～」の平成29年度の結果報告と最終年度となる平成30年度の推進施策の説明が行われました。

竹下会長から、福利厚生制度を充実することによって安定した経営に繋がると説かれ、住永厚生委員長から、保険加入によって経営リスクの軽減が図れる提案と未加入会員の紹介等の協力依頼がありました。また、松本組織委員長から、会員増強のために支部長の皆さまに対して、新規会員1件以上の獲得の協力依頼と「Keep5,000」運動の取組みについての説明がありました。



竹下会長の挨拶



住永厚生委員長の挨拶



松本組織委員長により
「Keep5,000」運動の説明



大同生命保険推進担当者と
支部長との情報交換

着任のごあいさつ



大同生命保険株式会社
南九州地区営業本部・熊本支社
本部長兼熊本支社長 廣中 淳司

本年4月に前任地の福岡から着任いたしました廣中と申します。

私は2年前、熊本で行われた会合に出席するため出張で訪れた際に地震が発生し、ブルーシートが敷かれたホテルのロビーで一晩過ごし、その被害の大きさを目の当りにして心が痛みました。このたび熊本に転勤となりご縁を強く感じます。震災後2年が経ちましたが、被害を受けられたみなさまに心からお見舞い申し上げますとともに復興に向けて力強く前進されますことをお祈りしております。

さて、平素より「経営者大型総合保障制度」をはじめとする福利厚生制度の推進につきまして深いご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、会員企業の皆さま方には当社の推進員が大変お世話になっておりますことを心から感謝申し上げます。

法人会の会員さま向けの福利厚生制度であります経営者大型総合保障制度は「会員企業を守りたい」という強い思いから昭和46年に創設された制度です。

平成29・30年度はこの原点に立ち返り「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」を展開し、1社でも多くの会員企業さまを「様々なりスクからお守りする」よう制度普及に取り組んでおります。

また、今年度も「ビッグハート・ネットワーク」運動を積極的に推進して参ります。この運動は法人会会員のみなさまからお知り合いの企業経営者さまをご紹介いただき、会員専用の福利厚生制度であります「経営者大型総合保障制度」にご加入いただいた場合に制度推進による収益の一部を社会貢献に役立てる取り組みです。東日本大震災以降は「ひろげよう、きずなの輪」を合言葉に、復興支援としての被災地への寄付を継続しており、熊本地震の被災地への寄付も実施されています。

「会員企業をお守りする」制度の普及が復興支援にも繋がってまいりますので今年度も引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

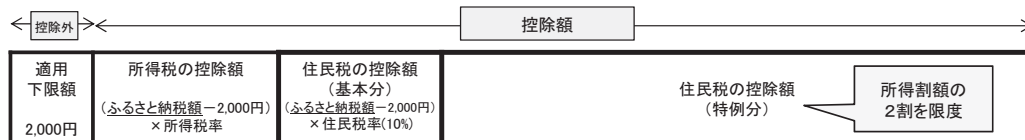
最後になりましたが公益社団法人熊本法人会さまの益々のご発展と会員企業さまのご繁栄を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

熊本県だより

ふるさと納税制度について

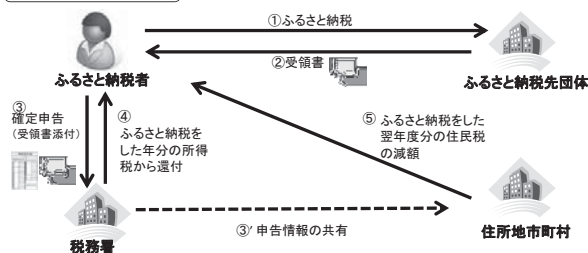
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0~45%※))が軽減)
 - ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~45%※))
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ(※1)】

ふるさと納税額 30,000円			
適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3)	【個人住民税】 税額控除(特例分)
2,000円	(30,000円-2,000円) × 20%(※2) = 5,600円	(30,000円-2,000円) × 10% = 2,800円	(30,000円-2,000円) × (100%-10%-20%(※2)) = 19,600円
所得税と合わせた控除額 28,000円			

※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

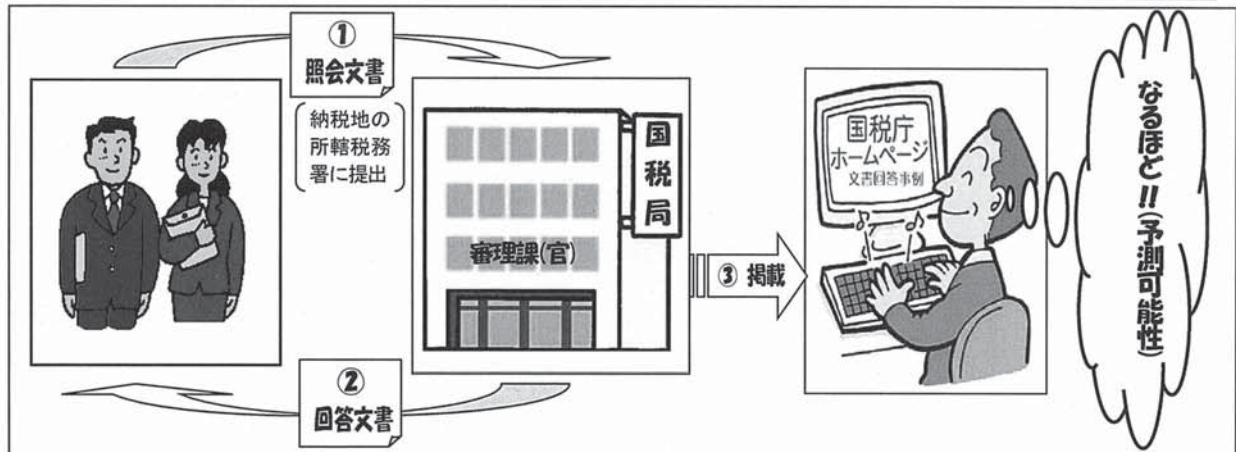
税務署だより

ご存じですか？ 文書回答手続

平成 30 年 4 月

[文書回答手続]

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。



- 過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

文書回答事例へのアクセス

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】トップ画面

※掲載画像は平成 30 年 4 月現在のものです。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶

メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！

新着情報

トピックス 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法令等・ お知らせ

・ 国税庁ホームページリニューアルのお知らせ（平成30年3月31日）

・ 「所得税基本通達の制定について」の一部改正（案）（馬券の払戻金計算手続について（平成30年3月2日））

・ 日本年金機構が発行する「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」の綴りについて（平成30年2月5日）

・ 平成29年分確定申告の医療費控除の提出書類の簡略化について（平成29年9月）（PDF/753KB）（平成29年11月21日）

・ 平成29年分の確定申告においてご留意いただきたい事項（平成30年1月17日）

・ 国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－（平成29年12月19日）

・ ダイレクト納付口座の選定利用の開始について（平成29年11月17日）

・ 市販の会計ソフトによる経理処理等を行っている場合の国税関係帳簿書類の保存等について（平成29年9月4日）

1. 確定申告書等作成コーナー

2. e-Tax

3. 路線価等

4. 重要なお知らせ（医療費控除が変わります）（平成29年分確定申告特集）

5. 初めて確定申告される方（平成29年分確定申告特集）

6. 医療費控除の準備（平成29年）

「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

裏面に文書回答手続についてのQ & Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁

この社会あなたの税がいきている

文 書 回 答 手 続 に つ い て の Q & A

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 受付の窓口はどこになるのですか。

答 事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門（個人課税(担当)部門、資産課税(担当)部門、法人課税(担当)部門）が受付窓口になります。

ただし、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する事前照会
..... 法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する事前照会
..... 製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除く。)に関する事前照会
..... 製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

問3 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会内容については、照会文書に記載した内容がそのまま公表されるものではありませんので、公表する照会内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問4 照会の途中で国税の申告期限等が経過した場合でも回答してもらえるのですか。

答 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答(口頭での回答を含みます。)は行われません。

(注) 審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などを考慮してご照会ください。

問5 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。

軽減税率制度の実施について

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新聞	軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの
両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の
仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax

「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続（①所得税（及び復興特別所得税）、法人税・地方法人税（及び復興特別法人税）、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求及び法定調書の提出などの申請・届出等）ができます。

なお、電子署名を必要としない一部の手続等（納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更等）については、スマートフォン等でもご利用になれます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp 又は [e-Tax](#) [検索](#))をご覧ください。

タックスアンサーのご利用方法等について

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。

よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに調べることができますので、ご利用ください。

◇ パソコンから (www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm)

◇ 携帯電話から (www.nta.go.jp/m/taxanswer/)

携帯サイトは、右記のQRコードからでもご利用になれます。



また、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を国税局の「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1」番を選択していただければ、「電話相談センター」につながります。その後、相談税目に応じた番号をご案内し相談をお受けしていますので、ご利用ください。

マイナンバー(個人番号)の税務関係書類への記載について

税務署へご提出いただく税務関係書類については、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ(www.nta.go.jp 又は [国税庁](#) [検索](#))にある「社会保障・税番号制度 <マイナンバー>」をご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

熊本西税務署(電話096-355-1181)※自動音声案内

熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

平成30年度 熊本西税務署人事異動

平成30年 7 月10日付発令

(敬称略)

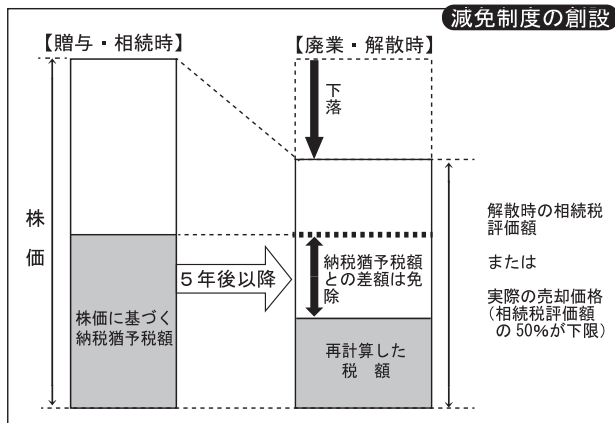
職 名	氏 名	前任職名
署 長	渡邊 猪夫	熊本国税局 課税部 次長
副署長	鬼束裕一郎	熊本国税局 総務部 主任相談官
	松原 弘明	税務大学校 総合教育部 教授
	村中 昭博	大阪国税局 調査一部 特別調査官
	黒木幸一郎	熊本国税局 徴収部 徴収課 課長補佐
総務課長	清水 基司	人吉税務署 総務課 総務課長
税務広報広聴官	大寺 貴子	熊本国税局 酒税課 主査
管理運営第1部門 統括国税徴収官	大城戸有里	熊本西税務署 税務広報広聴官
徴収第1部門 統括国税徴収官	工藤 公昭	熊本国税局 徴収部 徴収課 実務指導専門官
個人課税第1部門 統括国税調査官	里木 勇司	熊本国税局 課税部 資料調査第一課 審理専門官
資産課税第1部門 統括国税調査官	川崎 善仁	熊本国税局 課税部 資料課税課 連絡調整官
法人課税第1部門 統括国税調査官	鶴田 貴志	熊本国税局 課税部 国税訟務官付 主査
酒類指導官	難波江章友	留任

平成30年度 熊本東税務署人事異動

平成30年 7 月10日付発令

(敬称略)

職 名	氏 名	前任職名
署 長	林 憲一	福岡国税不服審判所 部長審判官
副署長	松浦 弘照	留任
総務課長	宮蘭 忍	種子島税務署 総務課 総務課長
管理運営第1部門 統括国税徴収官	稲富 隆人	留任
徴収部門 統括国税徴収官	中村 臣吾	熊本国税局 徴収部 集中電話催告センター室 納税催告専門官
個人課税第1部門 統括国税調査官	小野光一郎	熊本国税局 課税部 個人課税課 連絡調整官
資産課税部門 統括国税調査官	吉塚 智洋	都城税務署 資産課税部門 統括国税調査官
法人課税第1部門 統括国税調査官	新福 昌三	熊本国税局 課税部 法人課税課 国際税務専門官



当初の納税猶予税額と再計算に基づく税額との差額が免除されることになります。

「予測できない状況の変化により株の価値が下落することもあるのに、納税だけは当初のまま納付しなければいけない」ということは後継者にとっては大きな不安材料でした。

それが今回の改正により、その不安が軽減されるため、制度を利用しやすくなりま

す。(左図参照)

※「事業の継続が困難な一定の理由」の例

一方で拡充後は、事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の子や孫でない場合にも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課

税制の適用を受けることができたが、後継者が贈与者の子や孫でない場合は相続時精算課税制度を適用できないため、将来納税猶予が取り消されたときの税負担リスクがありました。

従来は、相続時精算課税制度は贈与者の子や孫のみが対象となっていました。このため後継者が贈与者の子や孫であれば、納税猶予が取り消されても相続時精算課税制度の適用を受けることができた

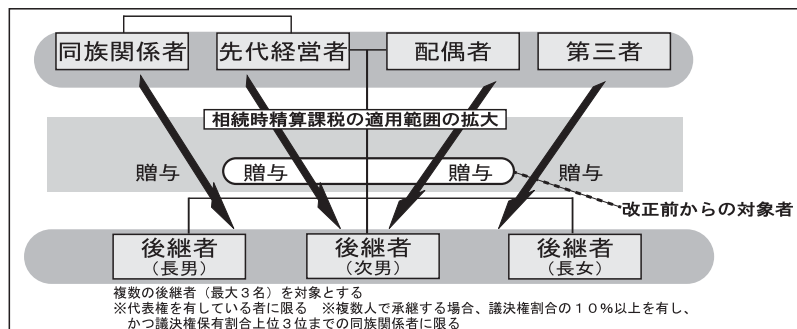
5. 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大

● 直前3年間のうち2年以上が赤字

● 直前3年間のうち2年以上、売上が前年と比較して減少 等

今回の制度拡充の適用を

6. 特例を適用するためには、特例承継計画の提出が必要



税制度の適用が可能となります。

これにより、親族以外の者を後継者とする場合のリスク回避が可能になります。

最後に、拡充後の納税猶予を受けるための手続の流れは、以下のようになっています。(下図)

また、平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける(あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う)ことはできません。

なお「特例承継計画」とは、会社の概要や後継者が株式を承継した後5年間の経営計画等を記載する書面で、認定経営革新等支援機関の所見を添付する必要があります。

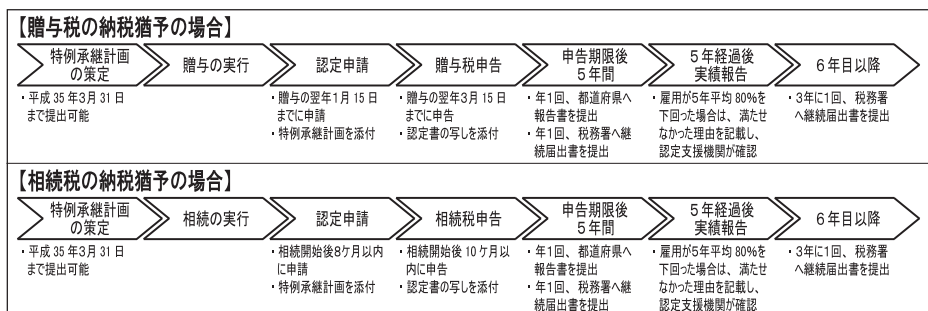
平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること

受けるためには、以下の2点を満たすことが必要です。

■ 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること

部分がかなり軽減されています。そのため今後事業承継を考える場合には、この特例制度の適用の有無について一度は検討すべきです。今回の特例制度を上手く活用して、事業承継を成功させましょう。



平成30年度税制改正

税理士 生沼寛隆

事業承継税制はどう変わったのか？

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中、後継者が未定となっている中小企業の割合も年々高まり、今や日本企業全体の3分の1に達していると言われています。

一方で、税制面での事業承継支援策である事業承継税制は、過去の改正で要件が緩和されてきたものの依然としてハードルが高く、適用を受ける企業は限られていました。

そこで、より一層制度の利用が進むように、10年間で事業承継税制が大幅に拡充されることになりました。

改正のポイントとしては、平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う場合に、
①税制のカバー率が100%となることで、承継時の負担がゼロ

- ② 雇用確保要件の弾力化
- ③ 最大3名までの後継者に対する贈与・相続も対象
- ④ 経営環境の変化に対応した減免制度の創設
- ⑤ 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大、があります。

1. 税制のカバー率が100%へ

従来は、納税猶予が適用される割合は「発行済議決権株式総数の3分の2」×「80%」＝約53%にしか過ぎず、残り47%部分については納税が必要となり、税負担が大きくなってしまいうというデメリットがありました。

一方で拡充後は、株式数の上限が撤廃され（3分の2↓3分の3）、猶予割合も100%に拡大されたことで、事業承継に係る贈与税・相続税の負担をゼロにすることが可能となります。

2. 雇用確保要件の弾力化

従来は、事業承継後5年間の平均で、雇用の80%を維持することが求められていました。そのため、仮に80%を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要があります。

一方で拡充後は、雇用の80%維持ができなかった場合でも、維持できなかった理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見の記載が必要）を都道府県に提出することで、納税猶予を継続させることができました。

中小企業にとって雇用の確保は困難な問題である場合が多いため、制度の適用を判断する際の重荷が一つなくなることで、制度の利用がしやすくなります。

なお、雇用維持ができな

かった理由が経営悪化等の場合は、認定経営革新等支援機関の指導助言を受け、都道府県に提出する書類にその内容を記載することが必要になります。

3. 適用対象者の拡大

従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。

一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。（ただし対象となる

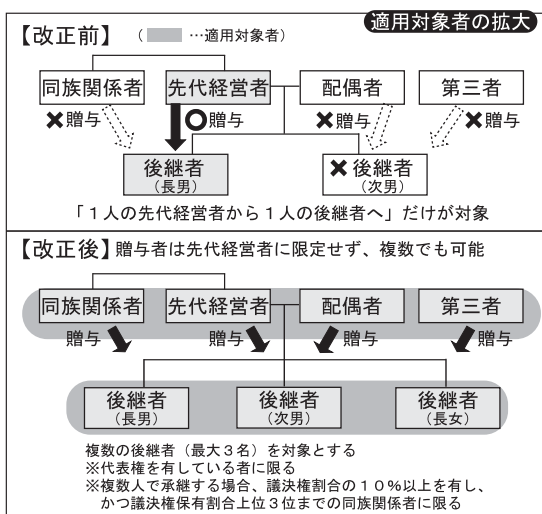
4. 経営環境の変化に対応した減免制度の創設

後継者は代表権を有し、複数の場合は議決権割合の10%以上を持っていることが必要です。）

従来は、後継者が自主廃業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税する必要があり、税負担が大きくなってしまいうというデメリットがありました。

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由（※）が生じていれば、5年後以降に自主廃業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることになりました。

その結果、

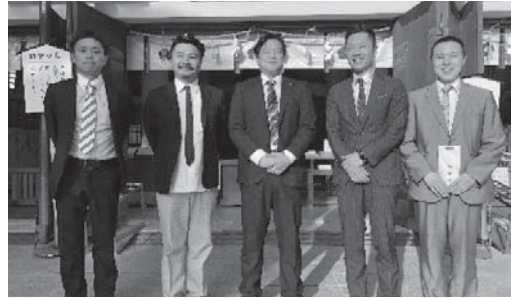


青年部会だより**『事業報告会・厄入り厄晴れ例会』**

開催日：平成30年6月26日（火） 場所：KKRホテル熊本・加藤神社 参加者：60名

厄入り厄晴れ例会は今年厄入りを迎える部会員のこの一年の無病息災祈願と、厄晴れを迎えた部会員の無事を祝う会としての恒例行事です。

また、報告会では29年度決算と30年度事業計画の報告があり満場一致で承認され、役員改選において大堂正人氏〔株小竹組〕が新部会長として就任されました



厄入り厄晴れ祈願

お知らせ

県法連青連協『青年の集い in 熊本』

開催日：平成30年9月7日（金）「青年の集い」 場所：熊本ホテルキャッスル

開催日：平成30年9月8日（土）チャリティゴルフ 場所：高遊原カントリー倶楽部

平成30年度「第29回青年の集い in 熊本」を、当青年部会が主管にて開催いたします。県下9単位会青年部会が集う大きな大会です。式典・租税教育プレゼンテーションほか講演会も企画して準備を進めています。

「One for all, All for one. ～一人はみんなのために、みんなは一人のために～」をテーマに掲げ、皆さまの心に残るような大会にしたいと健闘中です！

多数の方々のご協力とご参加をお願い申し上げます。

『部会長挨拶』

第5代 部会長
大堂 正人



6月26日の報告会におきまして、松尾修一部会長よりバトンを受け、平成26年合併後の第5代目の青年部会長に就任いたしました。現在は、140名あまりの会員数で様々な活動をしています。

今年度の主な事業としては、7月24日の租税教室、9月7日・8日「青年の集い熊本大会」の主管開催、11月17日県庁プロムナードでのライトアップコンサートなどを予定として、各委員会を中心に準備を進めています。

また、今年度からは新しい会員が、会に打ち解けやすくなるような工夫も考えながら運営を進めています。

本記事をお読みのみなさん！ぜひ入会して私たちと一緒に活動しながら、同世代の仲間づくりをしませんか！？

ご連絡をお待ちしています。

女性部会だより

事業報告会・税務研修会

開催日：平成30年 6 月14日（木）
場 所：熊本ホテルキャッスル

報告会では、平成29年度事業報告と平成30年度事業計画の報告がありました。

報告会に続き、講師に熊本西税務署の法人課税第一部門の谷口統括国税調査官をお招きし、税に関する研修会を開催しました。「消費税の軽減税率について」の30分の講演は、全ての業種に関係する事だけに、女性部会の皆さんは、真剣な眼差しで拝聴されていました。



島村部会長あいさつ



講師の谷口統括官

第13回法人会全国女性フォーラム（山梨大会）

開催日：平成30年 4 月12日（木）
場 所：アイメッセ山梨
税制副委員長 別當美穂

熊本法人会女性部会員として、全国女性フォーラムに出席するのは、今回で2回目となります。開催当日の早朝に熊本空港を出発し、羽田空港から首都高速を利用して甲府に向かいました。会場内は、全国から参加した女性部会員約1,600名の熱気に溢れていました。私たちの席は、前方の真ん中あたりでしたので、記念講演の講師であるフリーアナウンサーの国井雅比古氏を間近に拝見でき、楽しい講話の時間となりました。式典の後の懇親会は、お互い会話を楽しみながら、郷土料理に舌鼓を打つことができました。

翌日からのツアー、印傳の工場見学（鹿革の加工）・ワイン工場見学（ワイン付ランチ）・リニア見学センター・山梨宝石博物館・オルゴールの森美術館から山中湖の水上バスまで、気運の強い女性部会を証明するかのように、帰路までの山梨での3日間、晴天に恵まれました。この時期には、稀にしか見えませんと言わ

れた富士山や富士山を彩る桜、花桃、ハナミズキ等の綺麗な花木を観賞することもでき、素晴らしい旅となりました。



支部だより

支 部	事業内容	開催日	場 所	参加人数
白 坪	研修会：社員を“幸せ”にする企業経営のあり方とは	3月3日	田崎市場会館	71名
益 城 町	益城復興初市：グラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会	3月3日～4日	旧益城中央小学校跡グラウンド	206名
天 明	天明市民のつどい「春の天明まつり」出店	3月11日	天明総合出張所グラウンド	2200名
日 吉 西	研修会：ストレスなくして百歳現役	3月19日	アクアドームくまもと	34名
川 尻・富 合 天 明・飽 田	報告会・交流会： 国土交通省による緑川流域美化活動について	3月28日	熊本河川国道事務所 緑川出張所	150名
竜 田・弓 削	会員増強運動：未加入企業へ法人会のメリット等の案内	4月15日	竜田・弓削支部管内	50社
一 新	せんばミニパーク花植え運動	5月3日・15日	せんばミニパーク	6名
流 通 団 地	研修会：治療と仕事の両立支援にどう取り組むか ～職場復帰に際して押さえておきたいポイント～	5月10日	熊本市流通情報会館	52名
花 立 ほ か 有 志 支 部	支部会員と地域住民による からいも苗の植付け	5月16日	東区花立	48名
向 山	法人会向山支部・向山繁栄会共催 親睦ボウリング大会	5月18日	ナムコワンダーシティー	32名



白坪支部：研修会



益城町支部：ゲートボール大会



天明支部：春の天明まつり



川尻・富合・天明・飽田支部：交流会



流通団地支部：研修会

花立ほか有志支部：
からいも苗の植付け

事務局だより

1 平成30年度 新入社員合同入社式・研修会の開催

4月3日～4日に、熊本商工会議所と本会主催で新入社員合同入社式・研修会を「くまもと県民交流館パレア」で開催しました。入社式には、72社から156名の新入社員が参加しました。主催者を代表して、本会の門垣会長から「熊本地震から約2年となりますが、依然として復旧・復興は道半ばです。これからの熊本経済の創造的復興には、多くの若い力が必要です。明日の熊本経済を支えるのは、自分たちだというパイオニア精神を持って仕事に臨まれることを期待します。また、自分に合わないと思った仕事でも、真面目に取組む姿勢を誰かが必ず見ている。不貞腐れず素直な気持ちで仕事に向かうことが大事です。」と挨拶がありました。続いて、新入社員を代表して(株)日専連ファイナンスの光永奈積さんが、「何事にも前向きに取組み、今抱く希望や初心を忘れず努力して、会社の発展と熊本の地域復興に寄与したい」と新社会人として抱負が述べられました。

入社式終了後は、(株)インターナショナルエアアカデミーの東久美子副学長を講師に迎え、新入社員研修会を開催しました。社会人としての心構え、基本マナーについて、2日間にわたり研修会を行いました。



門垣会長の挨拶

(株)日専連ファイナンス
光永奈積さん

研修風景



研修風景

2 くまもと・わくわく基金に寄附

熊本地震で、全国の法人会より頂いた義援金の内から、熊本市の市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）に4,000千円を寄附（常任理事会承認）しました。この基金は、NPOやボランティア団体の皆さんが、「公共の利益」や「社会貢献」を目的として行う活動を支援するためのものです。

また、本会が寄附した基金の名称は、「公益社団法人熊本法人化ファンド」に決まり、6月13日（水）に大西熊本市長より感謝状が贈呈されました。



松本副会長 大西熊本市長

3 税の無料相談会と子ども向け税のアニメ上映会の開催

6月10日（日）に熊本市流通情報会館で行われたフリーマーケット会場内において、「税の無料相談会」と「子ども向け税のアニメ上映会」を開催しました。

税の無料相談会は、地方紙に掲載案内を掲載するなどの広報活動を行ったことで、事前予約も入り15名の相談がありました。1人20分の相談制限を設けましたが、最大45分待った相談者もいました。

また、子ども向けアニメ上映会は、5作品を上映し、42名の子ども達は、楽しみながら税の大切さを学ぶことができたと思います。参加賞として、文具セットとハンドタオルをプレゼントしました。



税の無料相談会



税のアニメ上映会

4 新規加入法人

ご加入いただき有難うございました。

(H30.2.19～H30.6.26 31社) 敬称略

法人名	所在地	代表者名	業 種	支部名
合同会社シューユニック	中央区辛島町	下田 徹朗	健康シューズ販売	慶 徳
(株)東京商工リサーチ 熊本支店	中央区紺屋今町	高田 慎一	企業信用調査	慶 徳
弁護士法人田中ひろし法律事務所	西区春日	田中 裕司	弁護士	春 日
(株)きくもとや	西区春日	村上賢太郎	菓子製造販売	春 日
(有)米乃家	中央区世安町	米村 寿晃	飲食業	向 山
(株)TOTALLIVING Kei.Aei ホーム	中央区区飼本町	緒方 真琴	リフォーム業	黒 髪
(有)未来工業	北区龍田	鎌崎 良一	建設業	陳内・上龍田
けんちく防災企画(株)	西区上熊本	澤田 衛孝	建設業	池 田
(有)佐藤企画	西区池田	佐藤 妙子	不動産業	池 田
(株)モリモト	西区横手	森本美智明	建設業	城 西
合同会社ブレコ	西区谷尾崎町	内田 智洋	小売業	城 西
(株)ぎおん	北区大窪	蒲田 洋介	製造業	高 平 台
(有)川辺鉄工所	西区中原町	川邊 則夫	建設業	西 部
熊成開発(株)	西区松尾	三重野 純	建設業	西 部
(有)九州内田住建	北区鶴羽田	内田 末廣	建設業	北 部
(有)リタシード	北区梶尾町	吉田 周生	製造業、障害福祉	北 部
(株)大夢	西区河内町船津	平井 由香	サービス業	河 内
合同会社TK企画	南区平田	木下 智子	不動産業	熊本市農協
合同会社伸有ビル管理	中央区八王寺町	山下 伸男	不動産賃貸業	萩 原
(株)エルブセゾン	中央区白山	田尻三千昭	美容業	白山大江国府
(株)ウェルフェア熊本	中央区水前寺	濱田 晶子	福祉・介護 デイサービス	水 前 寺 1
熊徳保険事務所(株)	中央区出水	徳永 智大	保険代理店業	江津・出水
(株)重建	東区尾ノ上	吉村 康生	建設業	京塚尾ノ上
(有)エイチエーエル	東区健軍	田上 哲治	飲食業	健 軍
(株)フジサンプランニング	東区東野	藤本 昌太	建設業	東 町
(株)緑花石原	東区桜木	石原 正章	造園業	花 立
(株)北野建設	東区花立	北野 剛	建設業	花 立
(株)喜太郎	嘉島町鯉	佐藤 大八	木材業	嘉 島 町
杉本優税理士事務所	嘉島町鯉	杉本 優	税理士	嘉 島 町
西田設備	東区若葉	西田 猛紀	管工事業	個 人
ホンダ美掃工業	中央区島崎	本多 京子	ビルメンテナンス・室内清掃業	個 人

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

総合型V⁺Mタイプ

(大同生命の定期保険＋
AIG損保のベーシック傷害保険)

(大同生命の保険料払込中
無解約払戻金型)

DAIDO 大同生命保険株式会社

熊本支社/熊本県熊本市中央区中央街3-8
TEL 096-354-4584

AIG AIG損害保険株式会社

熊本営業支店/熊本県熊本市中央区草葉町4-20
(富士火災熊本ビル5F) TEL 096-352-6511

◎この資料は平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。